

米国-中国を含むAD手続の一定の方法及び適用に関するパネル報告及び上級委報告(DS471)

第1 経緯

- | | | |
|-----|----------------------|-------------|
| (1) | 中国による協議要請 | 2013年12月3日 |
| (2) | 中国によるパネル設置要請 | 2014年2月13日 |
| (3) | パネル設置 | 2014年8月28日 |
| (4) | パネル報告発出 | 2016年10月19日 |
| (5) | 中国による上訴 ¹ | 2016年11月19日 |
| (6) | 上級委報告発出 | 2017年5月11日 |

第三国参加国： ブラジル、カナダ、EU、インド、日本、韓国、ノルウェー、ロシア、サウジアラビア、台湾、トルコ、ウクライナ及びベトナム

第2 概要

本案件は、米国による複数の対中AD措置への適用(as applied)及びAD手続それ自体(as such)の双方のAD協定整合性について中国が争った案件であり、主に以下の判断がなされた点において注目に値する：

(1) AD協定第2.4.2条第二文所定の加重平均に基づく正常価額と個別の輸出価格との比較(以下「W-T比較」という。)を適用するか否かを判断するために米国が用いる釘テスト(その内容は第3、1-1にて後述)は、以下の点において、AD協定第2.4.2条第二文に不整合である(パネル報告)：

- ① 理由の説明なくターゲット価格よりも低いターゲット外価格を無視する点において、AD協定第2.4.2条第二文のうち価格の態様の著しい差異の検討を要求する条項(以下「AD協定第2.4.2条価格態様条項」という。)に不整合である²；
- ② 加重平均に基づく正常価額と加重平均に基づく輸出価格の比較(以下「W-W比較」という。)の結果がゼロイングを用いたW-T比較の結果よりもダンピングマージンが出るという数学的結果のみをW-T比較を用いるべき理由として説明している点が、AD協定第2.4.2条第二文のうち、W-W比較又は個別の正常価額と個別の輸出価格の比較(以下「T-T比較」という。)が適切でないことの説明を要求する条項(以下「AD協定第2.4.2条の説明条項」という。)に不整合である³；及び

¹ 米国は上訴しなかった。

² パネル報告7.93

³ パネル報告7.146

- (2) W-T 比較を用いるために、価格が著しく異なる理由の分析は不要である（パネル報告⁴及び上級委報告⁵）
- (3) AD 協定第 2.4.2 条説明条項において、W-W 比較及び T-T 比較のいずれも適切でないことの説明が要求される（パネル報告⁶）
- (4) 釘テストは、W-T 比較をターゲット外の取引を含む全輸出取引に適用する点において、AD 協定第 2.4.2 条に不整合である⁷。
- (5) W-T 比較におけるゼロイングの適用は AD 協定第 2.4.2 条に不整合である（パネル報告⁸）。
- (6) 行政見直しで W-T 比較を用いた場合におけるゼロイングの適用は、AD 協定第 9.3 条に不整合である（パネル報告⁹）
- (7) 非市場経済国の全輸出者を単一の輸出者と推定し、政府の支配の不存在を立証した輸出者を除いた残りの全当該輸出者に対して単一のダンピングマージンを科す米国の実務（以下「単一レート推定」という。）は、AD 協定第 6.10 条及び第 9.2 条に不整合である（パネル報告¹⁰）。

第 3 パネルの判断

1. 釘テストの AD 協定第 2.4.2 条との整合性

1-1. 中国の主張

中国は、米国が W-T 比較を適用するか否かを判断する際に使用する以下の概要のテスト（以下「釘テスト」という。）を、以下の理由によって、AD 協定第 2.4.2 条に不整合であると主張した：

1-1-1. 釘テストの概要¹¹

釘テストは、AD 協定第 2.4.2 条第二文価格態様条項の「輸出価格の態様が、購入者、地域又は時期によって著しく異なっている」か否かを判断するためのテストであり、(a) 標準偏差テスト（standard deviation test）及び(b) 価格差テスト（price gap test）の二段階によって構成される。

標準偏差テストは、モデル（CONNUM）ごとに、国内産業が指定するターゲットへの加重平均輸出価格（以下「ターゲット価格」という。）が、全ての購入者に対する加重平均輸出価格から標準偏差を控除した価格

⁴ パネル報告 7.114

⁵ 上級委報告 5.71

⁶ パネル報告 7.147

⁷ パネル報告 7.183

⁸ パネル報告 7.220 及び 7.239

⁹ パネル報告 7.239

¹⁰ パネル報告 7.362 及び 7.382

¹¹ パネル報告 7.1.3.3.1 章

(基準価格) を下回るか否か判断するテストである。

(具体例)

モデル X					
購入者	購入者への加重平均価格 (USD) (P)	販売量(kg) (Q)	購入者への加重平均価格×販売量 (P×Q)	モデル X の加重平均輸出価格(M) (=USD11.5 ¹²) からの、購入者への加重平均価格の偏差額 (USD) (M-P)	左記偏差額の二乗×販売量 (M-P) ² ×Q
A	5	1	5	6.5	42.25
B	6	1	6	5.5	30.25
C	10	1	10	1.5	2.25
D	15	1	15	-3.5	12.25
E	16	1	16	-4.5	20.25
F	17	1	17	-5.5	30.25
合計		6	69		137.5

この例において、国内産業が B への輸出取引がターゲットダンピングであると主張したと仮定する。モデル X におけるターゲット価格は USD6 となる。そして、加重標準偏差は、{(合計偏差額の二乗×販売量(137.5) ÷販売量(6))}の平方根=USD4.78 となる。モデル X の加重平均輸出価格(USD11.5)からこの加重標準偏差(USD4.78)を控除した残りの USD6.72 が基準価格(target price)となる。ターゲット価格(USD6)は基準価格(USD6.72)を下回るため、モデル X について標準偏差テストに該当したことになる。

米国はこの計算を全モデルに対して実施し、ターゲット (B) に対する全輸出量の 33%超が標準偏差テストに該当した場合には、標準偏差テストに全体として該当したとする。価格差テストの検討に移る 33%以下であった場合には、ターゲットに対するターゲットダンピングは認められないことになる。

1-1-2. 価格差テストの概要

価格差テストとは、モデルごとに、ターゲット価格と次に高いターゲット外価格との差額（以下「ターゲット価格差」という。）が、ターゲット外の加重平均価格差（以下「加重平均ターゲット外価格差」という。）を上回るか否かを判断するテストである。

¹² {USD(5×1)+(6×1)+(10×1)+(15×1)+(16×1)+(17×1)} ÷ 6kg=USD11.5

前述の具体例において、ターゲット価格を下回る A への加重平均価格(USD5)は無視される。次に高いターゲット外価格である C への加重平均価格 (USD10) とターゲット価格(USD6)の差額 (USD4) がターゲット価格差となる。加重平均ターゲット外価格差は、 $\{(5 \times 2)^{13} + (1 \times 2)^{14} + (1 \times 2)^{15}\} \div 6 = \text{USD}2.33$ となる。ターゲット価格差(USD4)が加重平均ターゲット価格差(USD2.33)を上回るため、モデル X について価格差テストに該当したことになる。

米国はこの計算式を全モデルに対して実施し、ターゲット (B) に対する全輸出量の 5%超が価格差テストに該当した場合には、価格差テストに全体として該当したとして、「輸出価格の態様が、購入者、地域又は時期によって著しく異なっている」と認定する。

1-1-3. 中国が主張する釘テストの AD 協定第 2.4.2 条不整合の理由

(1) 釘テストは、輸出価格が正規分布し、又は単一の頂点を有して対称形であるという場合を前提としており、当該前提が存在するか否か検討せずに釘テストを適用している (以下「釘テスト主張 1」という。) ¹⁶。

(2) 釘テストが用いる 1 標準偏差基準は統計学上不十分であり、1.96 標準偏差基準等のより高度な基準を用いなければならない以下「釘テスト主張 2」という。) ¹⁷。

(3) 価格差テストにおいて、正規分布の前提では、価格分布の端における価格差をターゲット価格差として、頂点付近の価格差 (より低くなる) を加重平均ターゲット外価格として比較するものであり、不適切である以下「釘テスト主張 3」という。) ¹⁸。

(4) 価格差テストにおいて、ターゲット価格よりも低いターゲット外価格を無視している (以下「釘テスト主張 4」という。) ¹⁹。

1-2. パネルの判断

1-2-1. 釘テスト主張 1 について

(1) 理由

・釘テストが輸出価格が正規分布し、又は単一の頂点を有して対称形であるという場合を前提としているという事実を、中国は立証していない ²⁰。

¹³ C と D との差額

¹⁴ D と E との差額

¹⁵ E と F との差額

¹⁶ パネル報告 7.56

¹⁷ パネル報告 7.68

¹⁸ パネル報告 7.75

¹⁹ パネル報告 7.85

²⁰ パネル報告 7.61 to 7.67

(2) 結論

釘テスト主張 1 に関する AD 協定第 2.4.2 条第二文価格態様条項への不整合の主張を棄却する²¹。

1-2-2. 釘テスト主張 2 について

(1) 理由

- ・AD 協定第 2.4.2 条は、著しく異なる価格の態様を認定するための特定の方法を定めていない²²。
- ・中国は、1 標準偏差基準が米国による AD 協定第 2.4.2 条所定の輸出価格の態様に関する認定に影響を与えたのか否か立証していない²³。

(2) 結論

釘テスト主張 2 に関する AD 協定第 2.4.2 条第二文価格態様条項への不整合の主張を棄却する²⁴。

1-2-3. 釘テスト主張 3 について

(1) 理由

- ・釘テスト主張 3 は正規分布を前提としているところ、本件の対象である 3 案件（以下「釘テスト対象案件」という。）では中国の主張どおり正規分布しておらず、中国は、それにもかかわらず当該 3 案件においてデータ分布の端に基づいてターゲット価格差が認定されたのか立証していない²⁵。

(2) 結論

釘テスト主張 3 に関する AD 協定第 2.4.2 条第二文価格態様条項への不整合の主張を棄却する²⁶。

1-2-4. 釘テスト主張 4 について

(1) 理由

- ・米国は、価格差テストにおいて、より価格の低いターゲット外への輸出価格を無視することにより、全体ではなく一部への輸出価格のみ考慮している。一部への輸出価格と比較して著しいと認められる価格差が、全体への輸出価格と比較した場合において著しくないと認定される可能性がある。従って、公平かつ客観的な(unbiased and objective)調査当局であれば、理由なく、ターゲット価格より低いターゲット外

²¹ パネル報告 7.67

²² パネル報告 7.71

²³ パネル報告 7.73

²⁴ パネル報告 7.74

²⁵ パネル報告 7.81

²⁶ パネル報告 7.84

価格を無視しない²⁷。

・AD 協定第 2.4.2 条において、ターゲット価格より低いターゲット外価格を無視することを認める文言はない²⁸。

・ターゲットの認定は、国内産業の指定という主観的な要素によるので、指定されたターゲットより低い価格を無視することは、純粋に客観的な分析とは認められない²⁹。

・釘テスト対象案件のうち、Steel Cylinders 案件ではターゲット価格が全体の最低価格であったため、より低いターゲット外価格が存在しない³⁰。

(2) 結論

Steel Cylinders 案件以外の釘テスト対象案件（OCTG 案件及び Coated Pater 案件）に関して、価格差テストでターゲット価格よりも低いターゲット外価格を無視している点において、米国は客観的かつ公平な認定を行っておらず、AD 協定第 2.4.2 条第二文価格態様条項に不整合である。Steel Cylinders 案件については、AD 協定第 2.4.2 条第二文価格態様条項への不整合の主張を棄却する³¹。

2. 標準偏差テストのプログラムのエラー

2-1. 中国の主張

・価格差テストに関して、プログラムのエラーにより、OCTG 案件及び Coated Pater 案件において、個別のターゲット外価格との価格差のいずれかよりもターゲット価格差が大きければ価格差テストに該当したと判断された（以下「第 1 エラー」という。）。第 1 エラーがなければ、価格差テストに該当しなかったと判断された可能性が高いため、当該エラーに基づく認定は AD 協定第 2.4.2 条第二文価格態様条項に不整合である³²。

・その他のプログラムのエラーにより、OCTG 案件及び Coated Pater 案件において、加重平均ターゲット外価格差の計算が不正確となったので（以下「第 2 エラー」という。）、AD 協定第 2.4.2 条第二文価格態様条項に不整合である³³。

2-2. パネルの判断

(1) 理由

・米国は、第 1 エラーにより、加重平均ターゲット外価格差を構成すべき全てのターゲット外価格の証拠を、理由の説明なく、検討しなかったことになる³⁴。

²⁷ パネル報告 7.88

²⁸ パネル報告 7.89

²⁹ パネル報告 7.90

³⁰ パネル報告 7.86

³¹ パネル報告 7.93

³² パネル報告 7.94

³³ パネル報告 7.97

³⁴ パネル報告 7.95

・中国は、第2エラーが、OCTG 案件及び Coated Pater 案件における AD 協定第 2.4.2 条第二文価格態様条項所定の価格の態様に関する認定の不整合につながるのか立証していない³⁵。第2エラーにより、むしろ価格の態様の著しい差異を認定し辛くなる³⁶。

(2) 結論

第1エラーに関して、米国は客観的かつ公平な認定を行っておらず、AD 協定第 2.4.2 条第二文価格態様条項に不整合である。第2エラーについては、AD 協定第 2.4.2 条第二文価格態様条項への不整合の主張を棄却する³⁷。

3. AD 協定第 2.4.2 条第二文所定の価格態様の著しい差異の理由の検討の要否

3-1. 中国の主張

AD 協定第 2.4.2 条第二文価格態様条項は、質的検討として、価格態様の著しい差異の理由の検討を要求しているところ、釘テストは当該検討を行っていないので、AD 協定第 2.4.2 条に不整合である³⁸。

3-2. パネルの判断

(1) 理由

- ・AD 協定第 2.4.2 条第二文価格態様条項において、理由の検討を要求する明示的な文言は存在しない³⁹。
- ・AD 協定第 2.4.2 条第二文価格態様条項において、量的分析のみならず質的分析も必要となり得るが、それは輸出価格がどのように異なるのかという点についてであり、輸出価格が何故異なるのかという点ではない⁴⁰。
- ・上記の判断は、米国—韓国産家庭用大型洗濯機に対する AD 及び CVD 措置案件 (DS464) (以下「米国洗濯機案件」という。) のパネル報告の判断内容とも合致する⁴¹。なお、米国洗濯機案件は、AD 協定第 2.4.2 条説明条項に基づく分析の一部として、価格態様の差異の理由を考慮する必要があり得ると判断しているが⁴²、本案件で中国は理由の検討の要否を AD 協定第 2.4.2 条説明条項に関して争っていないので、AD 協定第 2.4.2 条説明条項に基づいて理由の説明が要求されるのか否かという点について、判断しない⁴³。

(2) 結論

AD 協定第 2.4.2 条価格態様条項において価格態様の差異の理由の分析は要求されておらず、この点に関す

³⁵ パネル報告 7.100

³⁶ パネル報告 7.101

³⁷ パネル報告 7.102

³⁸ パネル報告 7.105

³⁹ パネル報告 7.107

⁴⁰ パネル報告 7.110 及び 7.111

⁴¹ パネル報告 7.113

⁴² 米国洗濯機案件パネル報告 7.48 を引用。

⁴³ パネル報告脚注 220

る AD 協定第 2.4.2 条第二文価格態様条項への不整合の主張を棄却する⁴⁴。

4. 釘テストにおける平均値の使用の可否

4-1. 中国の主張

釘テストは、個別の輸出価格ではなく輸出価格の平均値を用いている点において、AD 協定第 2.4.2 条価格態様条項に不整合である。

4-2. パネルの判断

(1) 理由

・AD 協定第 2.4.2 条第二文価格態様条項は、著しく異なる価格の態様を認定するための特定の方法を定めていない⁴⁵。

・平均化される各購入者又は各購入時期の中での差異の分析を要求する条項は、AD 協定第 2.4.2 条第二文価格態様条項において定められていない⁴⁶。

(2) 結論

個別の輸出価格ではなく輸出価格の平均値を用いている点において AD 協定第 2.4.2 条価格態様条項に不整合であるとの中国の主張を棄却する⁴⁷。

5. W-W 比較が適切でない理由の米国の説明の程度の、AD 協定第 2.4.2 条説明条項との整合性

5-1. 中国の主張

釘テスト対象案件について、W-W 比較が適切でない理由の説明は、ゼロイングを用いた W-T 比較の結果が W-W 比較の結果よりもダンピングマージンが高いという点のみであり、量的に不十分であり、AD 協定第 2.4.2 条説明条項に不整合である⁴⁸。

5-2. パネルの判断

(1) 理由

・AD 協定第 2.4.2 条第二文説明条項は W-W 比較又は T-T 比較が適切でない理由を説明するための特定の方法を定めておらず、当局は当該方法について裁量を有する。しかし、方法の採用及び説明において、当局は、AD 協定に整合する決定をしなければならない⁴⁹。

⁴⁴ パネル報告 7.114

⁴⁵ パネル報告 7.119

⁴⁶ パネル報告 7.127

⁴⁷ パネル報告 7.128

⁴⁸ パネル報告 7.130

⁴⁹ パネル報告 7.144

・米国が行った W-W 比較が適切でない理由の説明は、ゼロイングを用いた W-T 比較の結果が W-W 比較の結果よりもダンピングマージンが高いという点のみである。

・後述のように、W-T 比較におけるゼロイングは AD 協定第 2.4.2 条に不整合であり、誤った法的根拠に基づく説明は、AD 協定第 2.4.2 条第二文説明条項に整合しない⁵⁰。

(2) 結論

釘テスト対象案件における米国の説明は、AD 協定第 2.4.2 条第二文説明条項に不整合である⁵¹。

6. AD 協定第 2.4.2 条説明条項における、W-W 比較及び T-T 比較のいずれも適切でないことの説明の要否

6-1. 中国の主張

AD 協定第 2.4.2 条説明条項は、W-W 比較及び T-T 比較のいずれも適切でないことの説明を要求すると解釈すべきところ、米国は W-W 比較が適切でないことのみ説明し、T-T 比較が適切でないことを説明していないので、AD 協定第 2.4.2 条説明条項に不整合である⁵²。

6-2. パネルの判断

(1) 理由

・W-T 比較は、過去の上級委報告⁵³において、通常の方式（W-W 比較及び T-T 比較）の例外と位置付けられている⁵⁴。

・米国洗濯機案件では AD 協定第 2.4.2 条第二文説明条項の“a weighted average-to-weighted average or transaction-to-transaction comparison”の a, or, comparison の文言に基づいて、W-W 比較又は T-T 比較のいずれか 1 つが適切でないことを説明すれば AD 協定第 2.4.2 条第二文説明条項上の義務として十分であると判断した。しかしながら、本パネルはこの判断に反対する⁵⁵。

・“a, or, comparison”に米国洗濯機案件が判断したような意味は含まれていない。また、AD 協定のフランス語版は英語版と異なり“une”ではなく“les”となっている⁵⁶。

・W-T 比較が例外的方式であるという条項の目的に鑑みると、AD 協定第 2.4.2 条第二文説明条項は、W-W 比較及び T-T 比較のいずれも適当ではないことの説明を要求すると解釈される⁵⁷。

⁵⁰ パネル報告 7.146

⁵¹ パネル報告 7.147

⁵² パネル報告 7.131

⁵³ 米国-カナダ産軟材に対する最終ダンピング決定(21.5)上級委報告(WT/DS264/AB/R)パラ 97 及び米国-ゼロイング及びサンセットレビューに関する措置（日本）上級委報告（以下「ゼロイング日本案件」という。）(WT/DS322/AB/R)パラ 131 を引用

⁵⁴ パネル報告 7.150

⁵⁵ パネル報告 7.151

⁵⁶ パネル報告 7.152

⁵⁷ パネル報告 7.153

(2) 結論

AD 協定第 2.4.2 条説明条項は、W-W 比較及び T-T 比較のいずれも適切でないことの説明を要求するところ、米国は T-T 比較が適切でないことを説明しておらず、AD 協定第 2.4.2 条説明条項に不整合である⁵⁸。

7. W-T 比較をターゲット外の取引を含む全輸出取引に適用することの、AD 協定第 2.4.2 条第二文への整合性

7-1. 中国の主張

AD 協定第 2.4.2 条第二文所定の W-T 比較の適用は、著しく異なる価格の態様内の輸出取引に対してのみ認められるものであり、態様外の取引には認められないから、釘テスト対象案件における米国の全輸出取引に対する W-T 比較の適用は、AD 協定第 2.4.2 条第二文に不整合である⁵⁹。

7-2. パネルの判断

(1) 理由

・米国洗濯機案件パネル報告は、AD 協定第 2.4.2 条第二文説明条項の「当該差異(such difference)」とその前の「著しい価格の差異」との繋がり等に基づいて、W-T 比較の適用対象は、関連する態様内の輸出取引に限定される旨判断しており、本パネルはこれに同意する⁶⁰。

・ゼロイング日本案件上級委報告は、W-T 比較が適用される輸出価格の領域は、AD 協定第 2.4.2 条第一文が適用される比較(W-W 比較/T-T 比較)の領域よりも、必然的に限定され得る旨述べている⁶¹。

(2) 結論

釘テスト対象案件における米国の全輸出取引に対する W-T 比較の適用は、AD 協定第 2.4.2 条第二文に不整合である⁶²。

8. W-T 比較におけるゼロイングの AD 協定第 2.4.2 条との整合性

8-1. 中国の主張

米国が釘テスト対象案件に関して W-T 比較においてゼロイングを適用したことは AD 協定第 2.4.2 条に不整合である。

⁵⁸ パネル報告 7.157

⁵⁹ パネル報告 7.159

⁶⁰ パネル報告 7.175 to 7.177

⁶¹ パネル報告 7.178

⁶² パネル報告 7.187

8-2. パネルの判断

(1) 理由

・AD 協定第 2.4.2 条にゼロイング禁止を定める文言は無いと仮定しても、過去の上級委報告において、行政見直し及び新輸出者見直しにおけるゼロイングの適用を、同じくゼロイング禁止を定める文言が無いAD 協定第 9.3 条、9.5 条及び GATT VI:2 条に不整合と判断されている⁶³。

・AD 協定第 2.4.2 条第二文は、「個別の」輸出取引との比較を要求するところ、ゼロイングにより、当局は、輸出価格の「個別の」特徴を正確に考慮できなくなる⁶⁴。

・AD 協定第 2.4.2 条第二文において、ゼロイングを認める文言は存在しない⁶⁵。

・米国洗濯機案件パネル報告も、AD 協定第 2.4.2 条第二文所定の「個別の」という表現に基づいて、W-T 比較におけるゼロイングの適用は AD 協定第 2.4.2 条に不整合と判断しており、本パネルはこれに同意する⁶⁶。

・W-T 比較においてゼロイングを禁止しても、W-W 比較と W-T 比較の結果が常に同じになるわけではない⁶⁷。

(2) 結論

米国が釘テスト対象案件に関して W-T 比較においてゼロイングを適用したことは AD 協定第 2.4.2 条に不整合である⁶⁸。

9. 行政見直しで W-T 比較を用いた場合におけるゼロイングの AD 協定第 9.3 条との整合性

9-1. 中国の主張

米国が W-T 比較を用いた行政見直しにおいてゼロイングを適用したことは、AD 協定第 9.3 条に不整合である⁶⁹。

9-2. パネルの判断

(1) 理由

・過去の上級委報告において、行政見直しにおけるゼロイングの適用は AD 協定第 9.3 条に不整合と判断されている⁷⁰。

・前述のとおり、AD 協定第 2.4.2 条はゼロイングを正当化しない⁷¹。

⁶³ パネル報告 7.205

⁶⁴ パネル報告 7.207

⁶⁵ パネル報告 7.207

⁶⁶ パネル報告 7.208

⁶⁷ パネル報告 7.210 to 7.219

⁶⁸ パネル報告 7.220

⁶⁹ パネル報告 7.227

⁷⁰ パネル報告 7.234 及び 7.235

⁷¹ パネル報告 7.239

・なお、W-T 比較をターゲット内輸出取引に適用し、W-W 比較をターゲット外取引に適用し、それを合算する差異に、W-W 比較のマイナスマージンをゼロとして取り扱うことが必要になるかもしれない⁷²。

(2) 結論

米国が W-T 比較を用いた行政見直しにおいてゼロイングを適用したことは、AD 協定第 9.3 条に不整合である。

10. 単一レート推定の、それ自体(as such)として、及び 38 案件（以下「単一レート対象案件」という。）への適用としての、AD 協定第 6.10 条、第 9.2 条及び第 9.4 条第二文との整合性

10-1. 単一レート推定の、as such 不整合の認定対象となる「措置(measure)」への該当性

10-1-1. 中国の主張

・単一レート推定は、「一般的かつ将来的に適用される規範(norm of general and prospective application)」であり、as such 不整合の認定対象となる措置に該当する⁷³。

10-1-2. パネルの判断

(1) 理由

・過去の上級委報告によれば、ある制度が「一般的かつ将来的に適用される規範」に該当するには、申立国が、最低限、(a)当該規範が被申立国に帰責されること、(b)当該規範の正確な内容、並びに(c)その一般的かつ将来的な適用を立証しなければならない⁷⁴。

・単一レート推定が米国に帰責されることについて、争いはない⁷⁵。

・Policy Bulletin No. 051、過去 100 件以上の AD 決定及び国内裁判例等に基づいて、単一レート推定の正確な内容が明らかとなっている⁷⁶。

・Policy Bulletin No. 051、AD Manual、過去 100 件以上の AD 決定及び国内裁判例等に基づいて、単一レート推定は、一般的かつ将来的に適用されると認められる⁷⁷。

(2) 結論

単一レート推定は、「一般的かつ将来的に適用される規範(norm of general and prospective application)」であり、as such 不整合の認定対象となる措置に該当する⁷⁸。

⁷² パネル報告脚注 385

⁷³ パネル報告 7.306

⁷⁴ パネル報告 7.306 及び 7.307

⁷⁵ パネル報告 7.308

⁷⁶ パネル報告 7.311

⁷⁷ パネル報告 7.333 to 7.338

⁷⁸ パネル報告 7.339

10-2. 単一レート推定の、それ自体(as such)としての、AD 協定第 6.10 条及び第 9.2 条との整合性

10-2-1. 中国の主張

個別の輸出者に対して、別途反証しない限り個別のダンピングマージンを認定しない単一レート推定は、それ自体(as such)として、AD 協定第 6.10 条及び第 9.2 条に不整合である。

10-2-2. パネルの判断

(1) 理由

・ EC—中国産ファスナーに対する最終 AD 措置案件（以下「EC ファスナー案件」という。）上級委報告 (WT/DS397/AB/R)において、調査当局は、AD 協定第 6.10 条に基づき、原則として個別のマージンを認定する義務を負い、その例外は WTO 諸協定において定められていなければならないと判断している⁷⁹。

・ AD 協定第 9.2 条は、ダンピングされ、損害を与えていると認定された全ての輸入源から、各ケースにおける適切な額において、非差別的に徴収されるものとする定めている。ファスナー上級委報告は、全ての輸入源とは個別の輸出者及び生産者であり、国全体ではないと判断している。また、上級委報告は、AD 協定第 6.10 条と、AD 協定第 9.2 条所定の「当該製品の供給者を特定する」義務は密接に関連していると判断した⁸⁰。

・ EC ファスナー案件上級委報告において、中国の加盟議定書第 15 項は、価格比較可能性の国内価格の観点での特別なルールを許容するが、それ以外の目的で中国を他国と異なるよう取り扱うことを認める条項ではないと判断している⁸¹。

・ EC ファスナー案件上級委報告は、単一レート推定に類似する制度について、AD 協定第 6.10 条及び第 9.2 条に不整合であると判断している⁸²。

・ EC ファスナー案件上級委報告は、複数の被調査企業の価格及び生産における行動に対する政府の指示又は実質的な影響を、調査当局が客観的かつ積極的に認定する場合において、当該複数の被調査企業を単一の被調査企業として取り扱うことを認めている⁸³。

(2) 結論

単一レート推定は、それ自体(as such)として、AD 協定第 6.10 条及び第 9.2 条に不整合である⁸⁴。

⁷⁹ パネル報告 7.342

⁸⁰ パネル報告 7.343

⁸¹ パネル報告 7.348

⁸² パネル報告 7.349

⁸³ パネル報告 7.351

⁸⁴ パネル報告 7.368

10-3. 単一レート推定の、単一レート対象案件への適用(as applied)としての、AD 協定第 6.10 条及び第 9.2 条との整合性

前述のとおり単一レート推定はそれ自体として AD 協定第 6.10 条及び第 9.2 条に不整合であり、その単一レート対象案件への適用も AD 協定第 6.10 条及び第 9.2 条に不整合である⁸⁵。

10-4. 単一レート推定の AD 協定第 9.4 条第二文との整合性

単一レート推定の AD 協定第 6.10 条及び第 9.2 条との不整合を判断したので、AD 協定第 9.4 条第二文との整合性は、訴訟経済により、判断しない⁸⁶。

11. 単一レート推定が適用される被調査企業が調査に協力しなかった場合におけるアドバース・ファクツ・アベイラブルの適用手法（以下「AFA 規範」という。）の AD 協定第 6.1 条、第 6.8 条、附属文書 II 第 1 項及び第 7 項、並びに第 9.4 条第一文との整合性

11-1. AFA 規範それ自体(as such)の整合性

11-1-1. 中国の主張

AFA 規範は、それ自体として、AD 協定第 6.1 条、第 6.8 条、附属文書 II 第 1 項及び第 7 項、並びに第 9.4 条第一文に不整合である。

11-1-2. パネルの判断

(1) 理由

・AFA 規範は、AD Manual、過去の 73 件の最終 AD 決定を考慮しても、将来において適用が継続されるであろうことが立証されていない。従って、AFA 規範は、一般的かつ将来的に適用される規範とは立証されていない⁸⁷。

(2) 結論

中国は、AFA 規範が as such 不整合認定の対象となる措置に該当することを立証していない。従って、AFA 規範の AD 協定該当性について判断する必要はない⁸⁸。

⁸⁵ パネル報告 7.382

⁸⁶ パネル報告 7.387

⁸⁷ パネル報告 7.475

⁸⁸ パネル報告 7.479

11-2. AFA 規範の対象案件への適用(as applied)としての整合性

AFA 規範の対象案件全てにおいて、前提となる単一レート推定の AD 協定不整合を既に認定しているので、訴訟経済により、AFA 規範の対象案件への適用の AD 協定整合性について判断しない⁸⁹。

第 4 上級委の判断

1. 釘テスト主張 1 を棄却したパネルの判断の当否

1-1. 上級委の判断理由

- ・AD 協定第 2.4.2 条第二文は、価格の態様の認定における特定の方法を定めていない⁹⁰。
- ・輸出価格データが正常分布しておらず、複数の頂点を有する場合において多数の輸出価格が 1 標準偏差から外れることは、直ちに、調査当局がターゲットへの著しい価格の態様の差異を認定することを妨げるものではない⁹¹。

1-2. 結論

- ・中国は、釘テスト主張 1 を棄却したパネルの判断に誤りがあったことを立証していない⁹²。

2. 釘テスト主張 3 を棄却したパネルの判断の当否

2-1. 上級委の判断理由

- ・価格の態様について立証する責任は調査当局が負うが、WTO 協定不整合の立証責任は、申立国側にある⁹³。
- ・ターゲット価格差異が分布の端に基づくという前提が釘テスト対象案件に適用されていたことを中国は立証していないとパネルは事実認定した⁹⁴。

2-2. 結論

- ・中国は、釘テスト主張 3 を棄却したパネルの判断に誤りがあったことを立証していない⁹⁵。

⁸⁹ パネル報告 7.499

⁹⁰ 上級委報告 5.22

⁹¹ 上級委報告 5.31

⁹² 上級委報告 5.31

⁹³ 上級委報告 5.41 及び 5.42

⁹⁴ 上級委報告 5.44

⁹⁵ 上級委報告 5.45

3. AD 協定第 2.4.2 条第二文価格態様条項において、価格態様の著しい差異の理由の検討は不要としたパネルの判断の当否

3-1. 上級委の判断理由

・米国洗濯機案件上級委報告が価格態様に影響を与え得る要素として言及する、被調査製品の性質及び対象産業、市場構造、市場における競争の強度等の「客観的市場要素(objective market factors)」は、価格の差異が著しいことに影響する限りにおいて問題となるものであり、価格態様の差異の理由の分析を示唆するものではない⁹⁶。同上級委報告は、客観的市場要素と価格態様の差異の理由を区別している⁹⁷。

・価格態様の差異の理由の分析が不要であるとしても、AD 協定第 2.4.2 条が要求する質的分析は、価格態様の差異の著しさの分析に留まらない。AD 協定第 2.4.2 条第二文説明条項が要求する説明義務に、当該理由が関連する可能性はある⁹⁸。

3-2. 結論

AD 協定第 2.4.2 条第二文価格態様条項において、価格態様の著しい差異の理由の検討が不要であるとしたパネルの判断を支持する⁹⁹。

4. 釘テストにおける平均値の使用は AD 協定第 2.4.2 条第二文価格態様条項に不整合ではないとしたパネル判断の当否

4-1. 上級委の判断理由

・AD 協定第 2.4.2 条第二文価格態様条項は、態様を認定するための特定の方法を定めてはいない¹⁰⁰。

・態様の認定が AD 協定第 2.4.2 条第二文価格態様条項に整合するものである限り、個別の取引又は平均値のいずれに基づいて態様を認定しても構わない¹⁰¹。

4-2. 結論

釘テストにおける平均値の使用は AD 協定第 2.4.2 条第二文価格態様条項に不整合ではないとしたパネル判断に誤りはない¹⁰²。

⁹⁶ 上級委報告 5.60

⁹⁷ 上級委報告 5.62

⁹⁸ 上級委報告 5.69

⁹⁹ 上級委報告 5.71

¹⁰⁰ 上級委報告 5.78

¹⁰¹ 上級委報告 5.83

¹⁰² 上級委報告 5.101

5. ダンピングマージンの計算において、W-T 比較の結果と W-W 比較の結果を合算することを示唆したパネル判断の当否¹⁰³

5-1. 上級委の判断理由

・パネルは、2.4.2 条に完全な意味を与えるためにはパターン外取引のマイナスマージンをパターン内取引のプラスマージンに相殺させないことも必要となり得ると考察している¹⁰⁴。

・米国洗濯機案件上級委報告は、AD 協定第 2.4.2 条第二文は、パターン内取引に対して W-T 比較を適用しパターン外取引に対して W-W 比較を適用し、後者の結果を合算することを認めておらず、W-T 比較の結果と W-W 比較の結果の合算を認めていない¹⁰⁵。

・AD 協定第 2.4.2 条第二文に基づいて W-T 比較をする場合には、調査当局は、パターン内取引の輸出価格（分子からパターン外取引の輸出価格を排除する）と加重平均正常価額を比較し、当該輸出者又は生産者への全輸出取引の量を分母として除することで、ダンピングマージンを計算可能である¹⁰⁶。

5-2. 結論

ダンピングマージンの計算において、W-T 比較の結果と W-W 比較の結果を合算することを示唆したパネルの判断は無意味(moot)とする¹⁰⁷。

6. AFA 規範

6-1. AFA 規範は措置に該当しないとされたパネル判断の当否

6-1-1. 上級委の判断理由

・不特定多数の経済的業者に影響を与える規範であれば、一般的に適用される規範と認定される¹⁰⁸。

・将来的に適用される規範であることを立証するために、将来において規範が適用される「確実性(certainty)」まで立証することを要しない。規範の規則正しい適用も、規範の将来的な適用の証拠の 1 つに含まれる¹⁰⁹。

・パネルは、単一レート推定において過去の決定等に基づいて将来的に適用される規範であると認定しながら、AFA 規範において同じく過去の決定等に基づいて将来的に適用される規範ではないと認定しており、異なる判断基準を適用しているように考えられる¹¹⁰。

¹⁰³ この判断が誤りであるとの中国の主張に、被申立国の米国も同意した。

¹⁰⁴ 上級委報告 5.105

¹⁰⁵ 上級委報告 5.106 及び 5.107

¹⁰⁶ 上級委報告 5.107

¹⁰⁷ 上級委報告 5.108

¹⁰⁸ 上級委報告 5.130

¹⁰⁹ 上級委報告 5.132

¹¹⁰ 上級委報告 5.141

・過去の73件の決定等によれば、AFA規範は、一環として、規則正しく (consistently and systematically) 適用されており、将来的に適用される規範であると認められる¹¹¹。

6-1-2. 結論

・AFA規範が措置に該当しないとしたパネルの判断を棄却し、AFA規範が措置に該当すると判断する¹¹²。

6-2. AFA規範のAD協定第6.8条及び附属文書II第7項への整合性の判断の可否

必要な事実認定が不足しており、上級委において、AFA規範のAD協定第6.8条及び附属文書II第7項への整合性を判断できない¹¹³。

第5 評釈

1. 本案件の位置づけ

本案件は、基本的には米国洗濯機案件、ゼロイング関連の案件、ECファスナー案件等の過去の上級委報告又はパネル報告の判断を踏襲しているといえる。また、米国が上訴しなかったことから、上級委報告において目立った判断がなされなかった。ただし、①本パネル報告において、釘テスト主張4のAD協定第2.4.2条第二文不整合が認められた点、②本パネル報告において、米国洗濯機案件のパネル報告に反対し、AD協定第2.4.2条第二文説明条項において、W-W比較及びT-T比較のいずれもが不適切であることの説明が要求されると判断された点、③本パネル報告において単一ルール推定のAD協定第6.10条等との不整合が認定された点、④本上級委報告においてAFA措置がas such不整合の対象となる措置に該当すると判断した点について、留意すべきと思われる。

単一ルール推定及びAFA措置については、現在係属中のDS515案件(米国)及びDS516案件(EU)における中国加盟議定書第15条の失効問題にも絡んでおり、米国の将来及び現時点のNMEの運用の可否については、これらの案件の結果も踏まえて判断する必要がある。

2. AD協定第2.4.2条第二文説明条項における、価格態様の差異の理由の説明の要否

前述のとおり、本案件で中国は、AD協定第2.4.2条第二文価格態様条項の観点でのみ、価格態様の差異の理由の説明が必要であると主張し、本パネル報告及び上級委報告によって棄却されている。しかしながら、本パネル報告及び上級委報告も、AD協定第2.4.2条第二文説明条項の観点から当該説明が要求され得ると含みを持たせた判断をしている。従って、今後の案件により、AD協定第2.4.2条第二文説明条項に基づい

¹¹¹ 上級委報告 5.162

¹¹² 上級委報告 5.143 及び 5.164

¹¹³ 上級委報告 5.178 及び 5.179

て価格態様の差異の説明がどのような場合にどの程度要求され得るのか、判断されるものと予想される。

以上